

## 令和7年 第11回農業委員会総会 議事録

とき 令和7年11月14日(金)  
ところ 東大阪市役所 11階 会議室

### 【議事日程】

#### 1. 農地調整・転用届出等に関する件

- 日程第1 報告第44号  
引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件
- 日程第2 報告第45号  
引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明専決事項報告の件
- 日程第3 報告第46号  
生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件
- 日程第4 報告第47号  
農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件
- 日程第5 議案第19号  
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条による事業計画の変更の認定申請の件
- 日程第6 議案第20号  
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の件

出席委員 17名  
途中参加委員 0名  
欠席委員 1名  
事務局 2名

開会 午後2時00分

### 【事務局】

それではですね、お時間となりましたので、農業委員会総会を開会させていただきたいと思います。会長よろしくお願ひいたします。

### 【会長】

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日、令和7年第11回農業委員会総会を開催いたしましたところ、公私何かとご多用にも関わりませずご出席いただきまして、ありがとうございます。それではこれより、総会を開会いたします。東大阪市農業委員会総会会

議規則第 6 条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。何卒議事が円滑に参りますよう、最後までご協力のほどよろしくお願ひします。失礼ではございますが、着席させていただきます。

本日の総会出席委員は、17 名ですので総会は成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私の方から指名してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしと認め、7 番、山口裕弘委員、8 番、南口浩委員 の両委員を指名いたします。  
それでは審議に入らせていただきます。

日程第 1、報告第 44 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

**【事務局】**

はい。議長。

**【議長】**

はい。

**【事務局】**

日程第 1、報告第 44 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件。番号 1、被相続人住所、○○○○、被相続人氏名、○○○○、相続開始年月日、平成○年○月○日。相続人住所、○○○○、相続人氏名、○○○○。特例適用農地の所在でございますが、○○○○、地目が○、登記面積が○○m<sup>2</sup>で、適用面積も○○m<sup>2</sup>でございます。租税特別措置法第 70 条の 6 の第 1 項の適用農地でございます。令和○年○月の○日証明。他○件でございます。

**【議長】**

はい。この 1 番から 9 番の専決事項について、何か意見、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

**【議長】**

ありがとうございます。異議ないものと認め、日程第 1、報告第 44 号、引き続き農業経営

を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第2に入らせていただきます。日程第2、報告第45号、引き続き認定都市農地貸付等を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より、報告願います。

**【事務局】**

はい。議長。

**【議長】**

はい。

**【事務局】**

日程第2、報告第45号、引き続き認定都市農地貸付等を行っている旨の証明専決事項報告の件。番号1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇、相続開始年月日、平成〇年〇月〇日。相続人住所、〇〇〇〇、相続人氏名、〇〇〇〇。特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が、〇、登記面積が〇〇m<sup>2</sup>で、適用面積が〇〇m<sup>2</sup>となっております。租税特別措置法第70条の6の4の第1項、認定都市農地貸付の適用でございます。令和〇年〇月〇日証明でございます。

**【議長】**

はい。

**【事務局】**

はい。議長、よろしいでしょうか。

**【議長】**

はい。

**【事務局】**

この件に関しまして令和7年の第9回の農業委員会総会の方で、関連としまして、林委員の方から、認定都市農地貸付を契約期間中にやめた場合、相続税の納税猶予はどうなりますかというご質問をちょうだいしておりました。で、ちょっと回答が遅くなって申し訳ございませんでした。この間東大阪税務署の方にもちょっと問い合わせをさせていただきまして、回答の方を得ることができましたので、この場を借りて、回答させていただきたいと思います。相続税の納税猶予、この認定都市農地貸付をやめたときに、相続税の納税猶予を継続するには、まず2ヶ月以内に新たな貸し付けを行う。2ヶ月以内に税務署に申告する必要がございました。

ざいますが、2ヶ月以内に新たな貸し付けを行うということと、あと2ヶ月以内に、自ら耕作を開始するということでも、相続税の納税猶予を継続することが可能と聞いております。また、契約の解除後、新たな借主、いわゆる担い手が見つからない場合、その場合につきましては、1年以内に新たな借主、耕作者が見つかる見込みがある場合は、税務署の方に承認の申請をすることができるというふうに伺ってございます。また、相続税の納税猶予の期限が確定する場合はどのような場合があるかといいますと、まず契約が終了した時点で、基本的には契約解除日に納税猶予の期限が確定するというところでございます。以上でございます。

**【議長】**

はい。1番のこの専決事項について、異議ありませんか。

**【林委員】**

ちょっと、はい。

**【議長】**

林委員。

**【林委員】**

これも令和、令和じゃないですか、平成の終わってる話でちょっとわからんので教えていただきたいんですけども。この適用面積と登記面積とは、差はすごくあるんですけども、こここの点はどういうふうに解釈すればいいんでしょうか。

**【事務局】**

はい、議長。

**【議長】**

はい。

**【事務局】**

登記面積が〇〇m<sup>2</sup>の土地で適用面積が〇〇m<sup>2</sup>で、この認定都市農地貸付いわゆる貸付で、農園といいますか、実際これ借りてらっしゃるのが〇〇さんがこの〇〇m<sup>2</sup>借りてらっしゃいまして、残りの筆につきましてはご自身で耕作をされておられます。そちらにつきましては、ちょっとページ戻ってただくんですけれども、議案書の2ページ。日程第1、報告第44号の番号で言いますと8番。〇〇様のお名前、あるかと思います。よろしいでしょうか。はい、そちらの一番上のところですね、特例適用農地の所在で、〇〇〇〇で登記面積が〇〇の

〇〇、〇〇m<sup>2</sup>。こちらの方につきましては、ご自身で耕作をされておられます。残りの〇〇m<sup>2</sup>につきましては、報告第45号で上げさせていただいております貸し付けを行っておりますので、合わせて〇〇m<sup>2</sup>を全面耕作しておられるというところでございます。以上です。

【議長】

よろしいですか。

【林委員】

うん。

【議長】

他にございませんか。

<なしの声>

【議長】

他にないということで日程第2、報告第45号、引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第3に入らせていただきます。日程第3、報告第46号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい、議長。

【議長】

はい。

【事務局】

日程第3、報告第46号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件。番号1、買い取り申出をする者、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。買い取り申出事由の生じた者、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。買い取り申出事由が生じた日、令和〇年〇月の〇日、申出事由は〇〇でございます。物件の所在が、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇m<sup>2</sup>でございます。土地の謄本と〇〇の写し、それから付近の見取り図が添付されてございます。他〇筆でございます。令和〇年〇月の〇証明。以上でございます。他〇件でございます。

**【議長】**

はい。この1番から2番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

**【議長】**

はい。異議ないものと認め、日程第3、報告第46号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第4に入らせていただきます。日程第4、報告第47号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

**【事務局】**

はい、議長。

**【議長】**

はい。

**【事務局】**

日程第4、報告第47号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件。番号1、届出人住所氏名、○○○○、○○○○、所在地が○○○○、地目が○、面積が○○m<sup>2</sup>。転用目的が○○、用途地域が○○でございます。他○件でございます。

**【議長】**

はい。1番から14番ですね、1番から14番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

**【林委員】**

はい、議長。

**【議長】**

はい、林委員。

**【林委員】**

えっと番号○、これの経過ちょっと教えていただけますか。わかってる範囲で。というのは、この○○。違う。○○の土地は、もう以前から駐車場で使われてるんじゃないでしょうか。

それも 10 年以上前から。

【事務局】

議長

【議長】

はい。

【事務局】

あの、林委員ご指摘の通りでございまして、〇〇の〇〇から〇〇に関しましてはこれ、追認の案件ということでなっております。なので、もともと駐車場、もちろん 4 条の届出をされる前から、駐車場として利用はされておられたみたいですねけれども、何かしら今回土地を動かされるか何かあったと思うんですけれども、登記簿上の地目を変更するにあたっては、農業委員会の受理通知書が必要となりますので、今回申請されたものかと思われます。以上です。

【林委員】

その届けのね、経過っていうのは去年、例えば 1 年か、2 年以内で、届けた。今から現在から 1 年ぐらい、2 年ぐらい前にその駐車場やって、ほんとそれを、農業委員会へ届けるというような形だったら、忘れてましたっていうのも通じるかもしれません、10 年ちこく、多分僕わからないんで、10 年以上も先わからないんですけども、それ以上からやってられることを、今この場でおいてね、今回届け出をされたという経過をご存じやったら教えてくださいということ。

【事務局】

議長

【議長】

はい。

【事務局】

大変申し訳ございません。受付けの段階で、そういった個々の、何年前からこうなってますとかっていうようなことはちょっと聞き取りをさせていただいているんで、委員ご指摘の内容についてはちょっと把握をさせていただいておりません。

【林委員】

ま、あの土地、調整区域でないから、届け出さえすればいい。実際農業委員会届け出さえすればいいという前提やと思いますけども。この前、前回のときもちょっと言わしてもらったけども、あの土地の物件も届け出、もう現状はもう変わってしまって。その届け出が何年か経ってからしている。それの、今後も多分こういうことが続くようであれば、それはどういう手順でそれができないようにする方法があるのかないのか。検討すべき問題ではないかなと思います。あくまでも届け出といえども。なら、届けなかっても、10年、20年、30年やってても、結局の話いいんじゃないですかっていう考え方もなきにしもあらず。あの、地主の方にしてみればね。別に届けんでも、農業委員会から言われたら届け出しましようかっていう、そういうスタンスでいいんか悪いんかっていう話なんですね。農業委員会として。今言われる届け出だけでいいという、前提であるならね。もともと市街化区域やから、開発を前提でやってる話だから、開発をそこするには何も制限がない、あの制限ていうたらおかしいけども、農業委員会としてやめさせることができないので、届け出を受ければいいんだけども、届け出さえ受けておれば、それが何年さかのぼっても、過去にさかのぼってやってもいいんですかっていうような、ニュアンスにとらえることもありますよね。少なくとも変えるから、届け出をする。例えばこれは工作物だから建てますよね。建てたときに、建築関係で、東大阪の中で、どういうやり方で、農業委員会と連携取れるのか。建築する部署はもう指導課が、どうかわかりませんけども、建築指導課の方になるならば、それが届けた時点で、農業委員会に連絡するようになるのか、何か、そういう手順をお互い相談し合うのかせえへんのか、そら農業委員会は農業委員会、独立で動いてます。指導課は指導課で独立で動いてます。同じ市の中でそれがいいんですかっていうことを僕が思う、言いたい。

【事務局】

議長

【議長】

はい。

【事務局】

今、委員ご指摘の、まず開発関係の方との絡みですけれども、前回ですかね、開発行為許可申請に対する意見の具申というような議題があったかと思います。で、何年か前っていうのはちょっと不明なところがあって恐縮なんですけれども、今現在、農地法の転用が出てないところに関して、そういう開発の案件が開発の方に上がってきた場合、事前協議の段階で、農業委員会の方に話がきまして、それについてはこここの総会の場で、開発行為に係る意見の聴取というか、具申はさせていただいておるところでございます。ただ、申し上げていただけるその何十年も前の分を追認で出して、いいのか悪いのかっていう話になりますと、これに関して言うと例えば自己所有物件の中で、田から地目変更登記せずに、自宅を建てたり

とかするっていうことについては、やっぱり今、農業委員会としましてもその農地法に基づく届け出等はしてくださいねっていうようなところがあるにせよ、なかなかそこを全部把握するっていうのは現実的にちょっと不可能かなというところでございますので。

【林委員】

だけどね。

【議長】

林委員。こっちから。一応手を挙げて。

【林委員】

はいはいはい。登記上するならばね、法務局へ届け出てる土地が田であるならば、指導課の方建築の方、管轄する方も、田という土地の上に物を建てるという認識が、あるでしょ。

【事務局】

はい、議長。

【林委員】

宅地ではなくて。

【議長】

はい。

【事務局】

あの、先ほど申し上げました通り、田とか畑いわゆる農地の上に、今日現在ですけれど、田とか畑の上に物を建てるという開発の許可申請が上がってきた場合は、開発の方から、そこに農地転用が出てますかというようなところは、農業委員会の方には、照会として回っていきます。で、過去に出ていないところに関しては、こちらの方で現地調査をさせていただきまして、事務局でさせていただきまして、総会の方に意見具申という形で、諮らせていただいておるという、ま、今日現在の運用としては、そういうふうなところでございます。以上でございます。

【林委員】

はい。

【議長】

はい。

**【林委員】**

ま、これ長い事話しても仕方ないんで、もう説明の分、報告事項になる部分なんで、もうそれ以上は要らないんですけども、もう1件〇番でね。あの、その〇〇、〇〇のこの物件の部分なんですけども。居宅を建てるという〇〇の転用目的ですよね、宅地を。これこの〇〇の土地が、もうこれの、今さっきに言うた内容と同じように、もうそこに〇〇の土地にはもう家が建っているような状況と僕は思ってるんですよ。あの何て言うんですか、地籍簿とか、航空写真、グーグルマップ、グーグルの地図で見たら比較した場合だけで、現地は行ってないんですけどね。これも同じような状況になってるんです。で、これがまた次回の議題に多分何回かやってる間で出てくる、こういう状況やったら出てくると思うのでね。その議題を何回も繰り返したくないんで、もうちょっと何か、綺麗に、何ていうんですか、役所同士の中で話し合いができるようなスタンスを農業委員会としては考えないけないんじゃないですかという提案なんです。ま、それだけに置いときます。

**【議長】**

はい、よろしいですか、それ。

**【林委員】**

もう、質問いいです。

**【議長】**

はい。

**【林委員】**

次進めてくれはって結構です。

**【議長】**

はい。他にございませんか。

<なしの声>

**【議長】**

はい、他にないものとして、日程第4、報告第47号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件は、了承することに決します。

日程第5に入らせていただきます。日程第5、議案第19号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条による事業計画認定申請の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

議長

【議長】

はい。

【事務局】

日程第5、議案第19号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条による事業計画の変更の認定申請の件。番号1、申請者、○○○○、○○○○。所有者、○○○○、○○○○他○名。他○名としまして備考欄に所有者として、○○○○様のお名前を書かせていただいております。所在地、○○○○、地番が○○。地目が○、登記面積が○○m<sup>2</sup>のうち、権利の設定面積が○○m<sup>2</sup>でございます。権利の種類は使用貸借権○年間でございます。以上です。

【議長】

はい。この件について事務局説明願います。

【事務局】

議長

【議長】

はい。

【事務局】

都市農地の貸借の円滑化法に関する法律に基づく事業計画の認定につきまして、ご説明をさせていただきます。

本件は都市農地の貸借の円滑化に関する法律、第4条第1項の規定に基づいて、東大阪市が認定した事業計画を、変更するにあたり、第4条第3項の規定を準用することが、同法第6条の第3項にて定められておりますので、農業委員会にてご審議をお願いするものでございます。簡単に申し上げますと、認定都市農地貸付の契約を更新する場合には、農業委員会の決定を経る必要があるというところでございます。具体的に説明をさせていただきます。

賃貸人が、○○さんと○○さん、賃借人が、○○さんでございます。

農地の所在がすべて特定生産緑地となってございます。権利の種類は使用貸借権でござい

ます。権利の期間でございますが、令和〇年の〇月の〇日からの〇年間継続ということでございます。都市農地貸借の円滑化法第4条第3項に、事業計画認定の要件が示されておりますので順に説明をさせていただきます。

まず最初に、都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により、都市農地において耕作の事業を行うことというところがございます。具体的な基準としましては、申請者が、申請都市農地において生産された農作物、または、当該農産物を原材料として製造され、もしくは加工された食品を主として、当該申請地の農地の所在する市町村の区域内、もしくは、これに隣接する市町村の区域内、または、都市計画区域内において販売すると認められることという条件というか基準がございます。これにつきましては、生産した農作物を、東大阪市内、JA直売所や朝市、また隣接する大阪市内においてはマルシェなどで販売する計画というふうになってございます。また、直売所や朝市への販売を通じて、近隣自治体のレストランなどへ出荷する計画となってございます。

続きまして、申請者が申請都市農地の周辺の生活環境と調和のとれた、当該申請都市農地の利用を確保すると認められることという基準がございますが、周辺は住宅地につき、農地は残っておりますものでございません。ただし申請書には周辺住宅への影響は配慮した営農体系をとるというふうな、記載がございまして、こちらにつきましては問題ないものでございます。

続きまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがないかというところでございますが、周辺は住宅につきまして、農地は残っておりません。ただし、申請書には、先ほども申し上げましたけれども、周辺住宅への影響を配慮した営農体系をとるものとする旨の記載がございまして、問題ないものでございます。

続きまして、耕作の事業の用に供すべき、農地のすべてを効率的に利用するかというところでございますが、申請人は本市と〇〇と合わせて約〇〇m<sup>2</sup>の農地を所有されておりまして、適切に耕作をされていることを、農業委員会事務局の現地調査にて確認をさせていただいております。また今回使用貸借された農地につきましても全面積での耕作というところでございます。

続きまして、申請者が事業計画通りに耕作をしていない場合に、解除条件が書面による契約で付されているかというところでございますが、令和〇年〇月〇日付で農地使用貸借の契約書、こちらにつきましては、自動的に契約を更新する内容で現在も有効なものとなってございますが、こちらの契約書を作成されており、その第6条にて、記載がされていることを確認しております。

続きまして、地域の他の農業者と適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的に農業経営を行うかどうかというところでございますが、当該案件につきましては、賃借権等の設定を受けた後に行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる個人からの申請でございますので、申請書に必要な記載項目としては、記載の必要はございません。

続きまして、法人の場合は、業務執行役員等のうち、一人以上が耕作の事業に常時従事するかというところでございますが、こちらの方につきましても、当該案件につきましては、農業者個人との契約ということになりますので、関係あるものではございません。以上でございます。

【議長】

はい。この件についてご審議願います。意見ありませんでしょうか。

【林委員】

議長。

【議長】

林委員。

【林委員】

はい。あの、使用面積。これ100%使わないんですね。

【議長】

事務局、どうぞ

【事務局】

はい。すいません。権利の設定面積すいません。登記面積が○○のうち権利の設定面積が○○でございます。申し訳ございません。

【林委員】

はい、議長。

【議長】

はい。

【林委員】

この差はね、例えばの話、さっきのもうさかのぼって悪いんですけども。えっと、どこやつたかな。○○、ちょっと待ってくださいね。ここの部分をごめんなさい、ページ4ページです。○○のこの件ですけども。これもう、○○分の○○。ということになってるんですけどね。これと同じような扱いになってくるんかなあとは思います。その時にこの、○○のこの○○の地番、○○○○のその土地の使い方としてね、例えば、同じ1枚の土地を何かで区切

って、右は、えっと〇〇。右は誰かが使う、左を誰かが使うというような形になるんならね、わかりやすいんですけども。実際の話1枚の土地、区分け言うたらおかしいけども、境界言うんですか。そういうのは、このときはされるんですか、されないんですか。そんなん。それは借りてる方の自由なんですか。

【事務局】

議長

【議長】

はい。

【事務局】

あの、農園というか、そういう貸付、農地の貸付をされるときに、例えばそういう農園用地貸し付けのような形で、あの申請される場合は、あの例えればその区割りとかをされますよね。3.3m掛ける3.3m確保して、例えれば10区画作りますと、そういうようないわゆる利用図ですね、っていうのを出していただくようなことがございますので、一定、その線が引いてあるとか、何かこう、仕切りがあるとかっていうことは現地に行かないとわからないですけれども、申請のその段階ではそういうような利用計画図的なものは出していただいておるのかなと思います。で、こちらに関しましては、あのちょっと、現地調査の方はもちろんさせていただいておるんですけどもそういった視点で見て、全面的にあの農地として適切に管理されてるっていうふうなことは確認をさせていただいておりますけれども。今委員おっしゃられたみたいなその線引きがされてるかとか、こっちがこうとかっていうところまではちょっと見てはないので、この農地が果たしてその区割りされてるかどうかってのちょっとごめんなさい、確認は。調査はしておりますけどそういう視点ではちょっと見てないです。

【林委員】

わかりました。

【議長】

よろしいですか。

【林委員】

はい。

【議長】

他にございませんか。

<なしの声>

【議長】

他にないものと認め、日程第 5、議案第 19 号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 6 条による事業計画の変更の認定申請の件は、決定することに決しました。

日程第 6 に入らせていただきます。日程第 6、議案第 20 号、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

議長

【議長】

はい。

【事務局】

日程第 6、議案第 20 号、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の件。番号 1、農地中間管理機構に権利を設定する者、○○○○、○○○○。農地中間管理機構は、大阪市中央区南本町 2-1-8、一般財団法人大阪府みどり公社でございます。理事長、○○○○。農地中間管理機構から権利の設定を受ける者、転借人でございますが、○○○○、○○○○。権利を設定する土地でございますが、所在が○○○○、登記が○、現況が○、面積が○○m<sup>2</sup>でございます。権利の設定は賃借権、権利の始期と終期でございますが、令和○年○月の○日から令和○年○月の○日までの○年間でございます。

他、○筆でございます。他○件でございます。

【議長】

これについて事務局で説明願います。

【事務局】

議長

【議長】

はい。

【事務局】

農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画についてご説明をさせていただきます。農地中間管理事業、いわゆる事業の目的でございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第1条によりまして、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新規参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって、農業の生産性の向上を目的とした事業でございます。

制度の概要でございますが、農地中間管理事業法の第4条に基づきまして、農地中間管理機構として指定された一般財団法人大阪府みどり公社を介しまして、農地の貸し付けを希望する出し手から、農業経営の効率化や規模拡大を希望する受け手、すなわち担い手が転借を受けるという制度でございます。

根拠の法律でございますが、令和2年4月の1日に改正法の施行ございました。農業振興地域内の農地に加えて、市街化調整区域内の農地も当該制度の対象となったものでございます。これによりまして、本市の調整区域内農地も当該制度の対象となりました。また、横小路地区につきましては、令和7年3月3日に東大阪市が地域計画を策定してございます。これによりまして現在は、当該制度に係る受け付けは本市農政課で行っているものでございます。法律第18条第3項によりまして、農地中間管理機構は、農用地等利用集積促進計画を、ごめんなさい、農用地等利用集積計画を定める場合には、あらかじめ関係する農業委員会の意見を聴くこととなっており、この総会にて意見を聴取させていただくものでございます。

議案の説明をさせていただきます。

まず 1 番からでございますが、対象地は〇〇〇〇他〇筆で、面積合計が〇〇m<sup>2</sup>でございます。農地の所有者が〇〇〇〇さん、中間管理事業者が、みどり公社で転借人が〇〇〇〇さんで、権利設定は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの〇年間、賃借権の設定でございます。

続きまして、議案番号の2番。〇〇〇〇他〇筆で、面積合計が〇〇m<sup>2</sup>でございます。農地の所有者が、〇〇〇〇さん、中間管理権と転借人につきましては、先ほど1番と同じでございます。権利の設定期間は令和〇年〇月の〇日から令和〇年〇月〇日までの〇年間、こちらの利用権につきましては〇年間の使用貸借権となってございます。

続きまして3番。対象地が、〇〇〇〇他〇筆、面積合計が〇〇m<sup>2</sup>でございます。農地の所有者が、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん。中間管理権者と、転借人につきましては、1番、2番と同じでございます。権利の設定でございますが、令和〇年〇月の〇日から令和〇年〇の〇日の〇年間、こちらは賃借権の設定でございます。

続きまして4番、〇〇〇〇他〇筆でございます。面積合計が〇〇m<sup>2</sup>で、農地の所有者が、〇〇〇〇さん他〇名、他〇名が〇〇〇〇さんとなってございます。中間管理権者と転借人につきましては、1番2番3番と同じでございます。こちらの件についてでございますが、令和

○年○月○日から令和○年○月○日までの○年間の賃借権設定でございます。

続きまして 5 番、○〇〇〇、面積が○〇m<sup>2</sup>でございます。農地の所有者が○〇〇〇さん。中間管理権者と転借人につきましては、1 から 4 番までと同じでございます。権利設定が、令和○年○月○日から令和○年○月○日までの○年間の賃借権となってございます。

続きまして、6 番でございます。○〇〇〇、他〇筆、面積合計が、○〇m<sup>2</sup>でございます。農地の所有者が○〇〇〇さん。中間管理権者と転借人につきましては 1 番から 5 番と同じでございます。設定される権利は令和○年○月○日から、令和○年○月の○日までの○年間で、賃借権の設定でございます。

1 番から 6 番までの農地の所有者がそれぞれ、中間管理事業者である一般財団法人大阪府みどり公社に農地を貸して、その一般財団法人大阪府みどり公社が、農地の担い手、受け手である○〇〇〇さんに転借をするというものでございます。設定される権利は、議案番号 2 のみが使用賃借権、それ以外が賃借権となってございます。期間は、議案番号 4 のみが○年間、それ以外が○年間となってございます。受け手の○〇〇〇さんは、○〇〇〇でございます。で、○〇では、○〇m<sup>2</sup>の農地を所有して、適切に耕作をされておられる旨、農業委員会事務局の現地調査にて確認をさせていただいております。ちなみに○〇〇〇さんの所有されてらっしゃる農機具等でございますが、トラクターが○台、それから軽トラが○台、でございます。それから年間○〇日農業に従事をしておられて、本人以外に耕作してらっしゃる方が○名おられるというところでございます。説明としましては以上でございます。

### 【議長】

はい。それではお諮りします。

権利設定を受ける者が、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められるかについては、受け手は、○〇〇〇であり、世帯で所有している農地のすべてが効率的に耕作されており、有する機械や耕作の状況などから見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる旨、回答してよろしいでしょうか。

### <異議なしの声>

権利設定ですね、権利設定等を受ける者が、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかについては、受け手は農作業を行う必要がある日数について、農業に従事すると見込まれる旨、回答してよろしいでしょうか。

### <異議なしの声>

ありがとうございます。日程第 6 号、議案第 20 号、農地中間管理事業による農用地利用集

積等促進計画の件は、意見なしのことを回答します。

以上をもちまして、本日の定例総会は終了します。

午後 2 時 45 分 終了

以上の事実に相違がないことを証するため、署名する。

会長 大西 博

委員 山口 裕弘

委員 南口 浩

# 令和7年 第11回 農業委員会総会出席欠表(別紙)

(農業委員)

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	柳生 よみ子	○	10	羽柴 和彦	○
2	大西 博	○	11	杉山 和良	○
3	草開 善城	○	12	木田 悟朗	○
4	小林 茂一	○	13	高橋 美代幸	○
5	平尾 吉伸	○	14	林 登	○
6	古川 勇	○	15	石井 忠和	○
7	山口 裕弘	◎	16	田中 隆夫	○
8	南口 浩	◎	17	宮崎 行俊	×
9	西田 博文	○	18	大野 一博	○

○ 出席  
× 欠席  
◎ 議事録署名委員  
△ 途中参加

---

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 奥田陽子

事務局次長 横関真人